

災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定

鈴鹿市（以下「甲」という。）と三重県レッカー事業協同組合（以下「乙」という。）は、乙の社会貢献活動の一環として、鈴鹿市内において大規模な災害等が発生した場合及び大規模地震対策特別措置法第2条第13号の規定による警戒宣言が発せられた場合（以下「災害時」という。）に、災害応急対策として実施する緊急通行車両等の通行の妨害となる車両その他の物件の排除業務（以下「車両等排除業務」という。）の要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時において、緊急通行車両等の通行を確保するために乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し、車両等の除去について協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、次の事項を指定して文書で行うものとする。

ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (2) 通行妨害車両等の場所、路線名及び種別、台数等
- (3) 現場責任者の職及び氏名
- (4) 連絡方法、その他必要な事項

（業務の実施）

第2条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、所属組合員の所有する車両、装備等の範囲内で可能な限り車両等排除業務を実施させるものとする。

2 前項の規定による車両等排除業務を行う乙の組合員及び当該業務に従事する者（以下「従事者」という。）は、前条第2項により甲の指定する現場責任者の指示に従い車両排除業務を実施するものとする。

（経費負担）

第3条 活動に関する経費については、乙の負担とする。

（損害賠償）

第4条 この規定に基づく業務の実施により、交通事故その他やむをえない事由により、乙の組合員及び従事者が損害を受けた場合は、乙及び乙の組合員又は従事者が加入する公的な災害補償又は損害保険、事故等の原因となった第三者からの損害補償（以下「公的補償等」という。）の適用を原則とする。

ただし、その責に帰することができない事由により従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、災害対策基本法その他関係する法律又は条例（以下「関係法令」という。）で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原

因によって受ける損害を補償するものとする。

(除去対象車両等の破損の補償)

第5条 車両等排除業務の実施に当たり、第2条の規定により除去活動に従事した者が除去の対象となる車両その他の物件を破損した場合、若しくは他人に損害を与えた場合には、甲が損失を補償する。

ただし、故意又は重大な過失による場合は、乙又は従事者の責任において賠償する。

(状況報告)

第6条 甲は、この規定に基づく業務が円滑に行われるよう、乙に対し、組合員名簿及び組合員の保有する車両台数等について、報告をもとめることができるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定めた事項について疑義が生じたときは、法令の定めによるほか、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年11月11日

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市

鈴鹿市長

川口光男 鈴鹿市
長之印

乙 三重県津市住吉町2番30号

三重県レッカ一事業協同組合

理事長

北森浩貴 三重県
津市

三重県レッカー事業協同組合緊急連絡網

